

(別紙1)

2 障害児者関係施設

	調査対象施設	指定
1	障害福祉サービス事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（A型、B型）に限る。）	県
2	障害者支援施設	県
3	居宅介護事業所（重度訪問介護、同行援護、行動援護を含む。）	県
4	短期入所事業所	県
5	就労定着支援事業所	県
6	自立生活援助事業所	県
7	共同生活援助事業所	県
8	相談支援事業所	市町村
9	児童発達支援事業所	県
10	放課後等デイサービス事業所	県
11	障害児入所施設	県
12	児童発達支援センター	県
13	居宅訪問型児童発達支援事業所	県
14	保育所等訪問支援事業所	県
15	障害児相談支援事業所	市町村
16	その他（基準該当事業所）	市町村